

YAMATO Hotel&Residence 会員細則

1. 各種手続き

A. 入会

(1)申請

入会申請者は、会員種別に応じ、下記の書類を添えて YAMATO Hotel&Residence の経営、組織運営を行う YAMATO Hotel&Residence 株式会社(以下「運営者」といいます。)までお申込みください。

- ・入会申込書
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(マイナンバーの記載のないもの))の写し。外国籍の方は外国人登録証明書ならびに査証の写しでも構いません。
- ・申請者の 6 ヶ月以内に撮影された顔写真 1 枚(縦 4.5cm×横 3.5cm)
- ・法人会員のお申込みの場合は会社登記簿謄本の写し。

(2)ご入会まで

・申込内容の確認

提出された入会申込書ならびに他の必要書類の内容に関する確認が運営者にてなされます。

・入会審査

運営者によって、書類審査の確認がなされ入会の認否が決定されます。

・入会に関わるご入金

運営者による承認決定がなされた場合、運営者より入会金と当該年度年会費に関する請求書が申請者にメールまたは書面にて送付されます。お支払いは、請求書が届いてから 7 日以内に、運営者指定の銀行口座にお振込みいただくか、クレジットカードにてお支払いください。お振込みに際しての振込手数料は会員の負担といたします。

(3)ご注意

- ・申請者が審査過程において必要な手続きを行わなかった場合、または入会審査により入会が承認されなかった場合、または申請者の事情により正式に会員となるまでの間で申込みを撤回したい旨の意思表示を運営者宛にメールまたは書面にて提出された場合は、申込書類一式ならびに入会に関わる一切の費用は、事務手続き上発生した経費を除いて速やかに返還されます。
- ・審査の方法等は、公開しておりません。
- ・審査結果に関する申請者からのお問い合わせは一切お受けできませんのでご了承ください。

B. 法人会員の指名変更

(1)申請

下記の書類を添えて運営者までお申込みください。

- ・指名変更申請書
- ・指名会員申請者の入会申込書
- ・指名会員申請者の6ヶ月以内に撮影された顔写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・指名会員申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(マイナンバーの記載のないもの))

(2)審査手順および手続き

- ・申込内容の確認およびその後の審査過程は新規入会の手続に準じます。
- ・指名変更手数料のご入金

指名変更について承認決定がなされた場合、運営者より指名変更手数料の請求書が申込法人に対しメールまたは書面にて送付されます。お支払いは、請求書が届いてから7日以内に、運営者指定の銀行口座にお振込みいただくか、クレジットカードにてお支払いください。お振込みに際しての振込手数料は申請者の負担といたします。

- ・承認

- ・入会

運営者が承認した時点で、指名変更申請者にて指名された方は正式に指名会員となります。

(3)ご注意

法人会員は指名変更される会員の退会から次期指名会員を申請し、運営者の承認を受けるまでの期間中発生する法人会員としての責務(たとえば年会費のお支払等が発生した場合はその支払義務)を負います。当該期間中の年会費等の返金は行われません。

C. 退会

申請

退会を希望する日より少なくとも更新月の1ヶ月前までに、下記の書類を運営者にメールまたは書面にてご提出ください。

- ・退会申請書

2. 登録情報の変更

運営者に登録されている住所、メールアドレス、会社名、役職名、配偶者などの登録内容に、なんらかの変更があった場合は速やかに変更届をご提出ください。

登録済みの住所またはメールアドレスが変更されたのちに、変更届の提出が行われない場合、運営者は責任を負いませんのでご注意ください。

3. 本施設の各種料金のお支払い

(1)金額

入会金、年会費のほかに会員が支払うべき料金等会員またはゲストが本施設の設備をご利用いただく毎に発生する施設利用料、および運営者が別途有償で提供する施設および役務の利用の対価

(2)支払い方法

お振込み、クレジットカード、その他運営者が認める方法によりお支払いいただきます。

(3)ご注意

一度お支払いいただいた料金は、返金できませんのでご了承ください。

4. 支払遅滞などによる催告と戒告、会員資格停止、除名処分

(1)催告

- ・各請求書に対して、支払期限内にお支払いいただけなかった場合、また会員の本会員規則違反に関して注意を喚起したい場合、会員宛てに催告書が送付されます。
- ・催告書は運営者に登録された住所宛てに送付します。

(2)戒告、会員資格停止

- ・催告を発してから 10 日以内に未払いが解消しない場合、または本会員規則に定める戒告または資格停止事由にあたる場合、運営者は、当該会員に対し、未払金が全額支払われるまで、戒告することができます。また運営者が期限を定めることなく当該会員の会員資格を停止することができます。
- ・会員資格停止通知書は運営者に登録された住所またはメールアドレス宛てに書面またはメールにて送付します。
- ・会員資格停止処分を解除する場合は、その旨を書面にて運営者に登録された宛てに送付します。

(3)本会員からの除名

- ・支払いの遅滞による資格停止処分から 10 日以内に未払いが解消しない場合、または本会員規則に定める除名事由にあたる場合、運営者は会員を除名することができます。
- ・会員を除名する場合は、その旨を書面にて運営者に登録された住所宛てに送付します。

発効日：2021年7月1日